

## 2. どのような対応・支援を適切だと感じたか

性被害当事者にとって、被害後にどのような支援を受け、役立ったと感じたのはどのようなことだったのでしょうか。警察や検察での対応、裁判などの司法手続、また民間支援団体による支援などについて、「よくしてもらった」「ありがたかった」など肯定的に語られたものを、以下にまとめます。当事者の目から見て何が役立ったのか、具体的に把握できます。

### 【警察における適切な対応】

警察の被害者対応について、近年は配慮が行き届くようになったといわれます。実際にどのような対応がよかったと感じたのか、近年被害にあった方の発言です。

#### ✓ 被害現場で親身なって対応してもらった

数年前に自宅で娘が被害にあった方（母親）はつぎのように語っています。

「警察の方は、女性の警察官の方も一緒に来ていただけたので、そういう意味では話しやすい環境であったり、刑事さんの聞き取りに関しても、とても親身になってやっていただきました。検証する男性の職員さんとかもたくさんいらっしゃいましたが、ただ、そこに関してもすごく丁寧で、内容を考えると、娘たちの状況を考えると、その辺もすごくケアしていただいた上で、警察の方にはとてもよくしていただきました。」（S2）

つぎの方は10年ほど前に自宅兼職場で被害にあった方です。被害直後は非常な混乱状態にあり、そのような中での警察による丁寧な対応、安心感を与える言葉かけが重要なことを示しています。

「警察の人は皆さん優しくしてくださってよかった。最初はもう鍵も開けられない、「警察ですから開けてください」って言われても、男の人に開けてって言われても、もしかしてさっきの人かもしれないと思うと。もちろん下にパトカーが止まってて、窓から見れば分かってたんですけど、開けてくださいと言われてもちょっとしばらく怖くて開けられないような、でも、「安心してください。大丈夫ですから、開けてください」って感じて、開けたりして、優しく、親切に対応してくださってありがたかったです……」（S3）

#### ✓ 「あなたは悪くないと言ってもらえた」

中学生のとき痴漢被害にあい交番に出向いた方は、そのときを振り返って警察官から「あなたは悪くないよ」と言ってもらえたことがよかったと語っています。

「1人で交番に入るのも怖い。でも、結構優しい、対応してくれた方が優しい方だったので、しっかり話は聞いてくれたりはしたんですけど、人に話すのもちょっと嫌だなんて思う部分があって。「あなたは悪くないよ」って言ってもらえたので、..それはよかったと思います、その中では。」（S6）

#### ✓ 無料のカウンセリングと臨床心理士の対応が役立った

警察での無料のカウンセリングがよかった、調書を取るさいの臨床心理士の付添が役立ったといった

発言がありました。

「精神面のところでサポートしていただける制度があると聞いたので、無料のカウンセリングは何回か受けさせていただきました。受けなかったよりは絶対受けたほうがよかったんだろうな。私ども、私もそうですし、娘も・・・(中略)そこ(深刻なレベル)までは至ってなかったというはあるんですが、ただ、そういう場があるという安心感はあったのと、話せて私自身もよくなったなというところはあります。自分が正常なんだ、これは大丈夫なんだという裏付けにもなったので、それはよかったなと思います。」(S2 再掲)

「調書を取ってもらうとき、私、もともと過呼吸になったりパニックになったりするんで、知り合いの方にそれを相談したら、警察に心理士さんがいるはずだから、付き添ってもらえるかどうか、駄目もとで聞いてみたらって言われて、それを駄目もとで聞いたら、してくれることになって、調書するとき、2日間かかったんですけど、そのときずっと付き添ってくれて、途中何回も休憩してくれたり、深呼吸したりとか、警察の方の対応も全然違ったし、すごいよかったです。」(S5)

#### ✓ 幅広い相談に乗ってもらえた

また、起訴がむずかしかったケースについて、警察の相談室で幅広い相談に乗ってくれたことがよかったという声もありました。

「警察被害者相談室だったかの方が会いに来てくれて、詳しく、被害内容じゃなくて、今の職を失ってる状況とか、そういうのも話を聞いてくれて。ただ、(給付金について)ハードルが高いし、期間がもう過ぎてしまっているからっていうので難しいだろうけど、でも結構親身になって話は聞いてくれたり、全然関係ない相談とかも乗ってくれたりしたので、その方たちはよかったです。」(S5)

#### 【検察における親身な対応】

検察の対応については、「(加害者を)許せない」という観点から親身になってくれた、真摯に話を聞いてくれたなど、起訴、不起訴にかかわらず事情聴取のさいの検察官の態度にかかわる発言が見られました。

「やっぱり(検察官は)同じ女性ってこともありましたし、許せないねっていうところで結構いろいろ親身になって話聞いてくださったり・・・」(S4)

「検察はとっても真摯に話を聞いてくださって、丁寧に対応してくださった」(S5)

#### 【被害者参加制度を利用して満足した】

刑事裁判の被害者参加制度※を利用した方からは、肯定的な評価がみられました。公判に参加でき、自分の意見を直接伝え、加害者本人の言葉を聞くことができたことの満足感を語り、「前へ進むことができる」と表現しています。

※ 被害者参加制度：2008年12月1日から導入され、一定の重大な事件の被害者や遺族などが刑事裁判に参加できる

制度。

「被害者本人(娘)はまだ未成年なので、その場には出たくないという思いも当然あったので、そういう代弁はできるようなものがあるのはすごくありがたかったし、自分の言葉で伝えるということが、私たち家族にとっても、前に進むことができる、最終的につながっていくであろうと思っていた部分があったのでよかったです。」

「直接、正直、文句言いたいじゃないですか。言いたかったんですよ。「何で?」ということ、とにかく自分の言葉で、生の声で伝えたい。言いたい。そして、本人の声で、どういう声なのか、反応するのかというのを感じたいという思いが強かったので、よかったです。言え、本人からの言葉というのを聞いたので、よかったですと思います。」(S2)

満足した背景には、被害者参加制度の利用のための打ち合わせについても、配慮がありスムーズにいったことが挙げられます。

「弁護士の先生のご指導を頂きながら、言う内容を調整したり、作文みたいなをつくるんですけど、それは結構大変。先生が最終的にはまとめてくださったんですけども、仕事と家のこと、慣れないそういうことがというのは、時期的には大変でした。…職場にも近かったということがあったので、たまたまなんですけれども。打ち合わせするにしても、仕事にあまり支障がない程度に時間調整ができたので、そういう意味でもやりやすかったですね。女性の方っていうのも安心な部分がありました。」(S2)

また、国選弁護士を利用して費用がかからなかったことの利点を述べた方もいました。

「今回は国選弁護士でするので、費用とかはかからないですよみたいな感じで。なので、そういうのもあったので、結構多額の費用がかかるとかだったら、もしかしたら裁判やるかやらないかというのは悩んだかもしれないですけど、金銭面とかも大丈夫そうだったので、じゃ、裁判やろうかなって感じですよ。」

「弁護士さんもすごくいい方、女性の方だったんですけど、結構いろいろそのまま自分の気持ちとか書いたものを分かりやすく裁判用にまとめてくださったりとか、ちゃんとやっていただけたので、裁判の中でもより伝わったかなと思います。」(S4)

### 【被害者通知制度についてありがたい】

被害者通知制度※について、利用した方は「絶対(制度が)あってありがたい」と満足しています。被害当事者にとって加害者の処遇経過について知ることができることが、いかに重要かが示されています。

※ 被害者通知制度：被害者やその親族に対して、事件処理の結果、裁判に関すること、加害者の身柄の状況などを教えてもらうことができる制度。

「加害者がどこの刑務所に入った、今どういう状況だということは、何か変わった都度、通知をしていただいています。(中略)・・・(被害者本人の娘には)聞きたいかどうかを確認して、今後も話すタイミングがあれば、本人の意向に沿って伝えていきたいなと思っています。」 「生活範囲内に、(中略)・・・刑務所に入っちゃったら、また出てきたときには結局また地元に戻る可能性が高いし、何か嫌だなという思いがあったんですけども、今回通知も

らっているのは、もうちょっと遠い刑務所なので、若干安心しました。なので、今回の通知制度というのはありがたいです。(中略)絶対これは欲しいです。絶対これはあってありがたいです。」(S2)

### 【民間支援団体における役立った支援】

民間支援団体※(以下、支援センター)による支援を受けた方が5名いました。実際に被害当事者が、適切だった/役立ったと感じたのはどのような支援だったのでしょうか。

※ 民間支援団体：犯罪等の被害者並びにその家族及びその遺族に対する支援活動を行う公益社団法人。全国支援ネットワークに加盟する団体として全国に48(北海道は2団体)あり、犯罪被害者等早期援助団体として都道府県公安委員会から指定されている。電話・面接相談、カウンセリング、付添・代理傍聴などの直接的支援、自助グループ支援等を行っている。

#### ✓ 最初のコンタクトが大切

支援センターにつながった経緯は、「警察からの紹介」、「自分でインターネットを調べて」、「親が電話してその電話口の声を聞いて」などさまざまでした。

この方はためらいがちに支援センターと連絡を取り、その後センターから付添支援や専門的治療を受けることができました。相談窓口被害者側から連絡をとるのは容易でないこと、その最初のアプローチに対して温かく親身になって対応することがポイントであることが分かります。

「最初は行くのが不安だったんですけど、電話越して(窓口の人の)声を聞いてたら、「あ、行けるかな」と思って、行ってみて…」(S1)

#### ✓ 司法機関、病院などの付添いが有難かった

支援センターによる付添支援については、「よかった」「ありがたかった」という声がほとんどでした。とくに検察庁の付添では、支援センターの相談員が自分の味方になってくれたと感じ取っています。

「検察庁とか行ったんですけど、そのときにもずっと隣で支えてもらってたんですけど、「示談とかしたら」とか、検察庁の人に言われたときに、一緒に怒ってくれたりとか。」

「(病院の付添が)良かったです。大丈夫。待合室の雰囲気が嫌だったんで、誰かにいてもらったのがよかった。」(S1)

「(裁判では)やはり緊張して、あまりうまくしゃべれなかったんじゃないかなというのは後から思ってます。(被害者のきょうだい)も聞きに行ったんですよ。ちょっと見たいと言っていて。そのときにも付き添いの方が来て、サポートとじていてくれたので、非常にありがたかったです。」(S2)

#### ✓ 専門的治療(PEプログラム)が役に立った

支援センターでPTSDの治療法であるPE療法※を受けた方の声です。PE療法はトラウマ体験を詳しく想起する段階がありますが、PE療法を受け通した方はつぎのように語っています。ただし、全国の支援センターのうちPE療法を実施できる体制が整っているところは大都市圏に限られており、センターの

地域間格差があるのが現状です。

※ PE プログラム (prolonged exposure 法のこと) : エクスポーチャー (暴露) 法と PTSD の情動処理論に基づいて開発された PTSD の治療法。トラウマとなった体験やその中心部分を想起し、詳細に繰り返し語る。(引用『有斐閣 現代心理学辞典』 p312) トレーニングを積んだ心理士等が実施する治療法であり、全国の支援センターで実施できる所は限られる。

「思い出しても平気だよっていうプログラム (PE 療法) があって、支援センターのほうで。それに参加したんで、何とか。通常の生活ができるようにはなりましたね、そのプログラムのおかげで。」 「結構過酷なやつだったんです。でも、それをやっちゃったら、もう楽です。」 (S1)

「(PE 療法について) やめたほうがいいんじゃない、そんな無理しなくていいよって周りは言ってきたんですけど、私は、多分これを信頼して最後までやったほうが回復するんじゃないか。せつかくそういう機会を与えてもらったからと思って、(中略) 最後まで続けることができ、本当にこういうふうに戻ってきたんですけども… (中略) PE 療法がこういう被害者の方に行き届くっていうか、受けない人が受けられるような、全国どこにいても受けられるようなことになって、もっと広がってほしい…」 (S3)

しかし、以下のように PE 療法が向かない被害者の方もいます。被害者の心の状況や準備状況に合わせて、専門的治療が選択肢の 1 つとして提示されることが重要といえます。

「私は、どっちかという思い出すのも嫌だったんで、自分の声とかそういうのでちょっと嫌だになっていう、録音した声とかが嫌だなとか、そういう感じがあったんで、(中略) … 家でやったかっていうとあまりやらずその当日迎えてとか、そういう感じだった記憶はあります。」 (S4)

#### ✓ 一番よかったのが支援センターによる支援だった

支援センターによる全般的な支援について、肯定的評価をした方の声はつぎのようなものでした。

「(支援センターの対応について) 全部がうれしかったんですけど、つらいときに「大丈夫だよ」って、「悪いのは〇〇さん(被害者の名前)じゃないからね」とか。」

「やっぱり泣き寝入りしてる子たちが多くってよく聞くと、それでへこまないで、ここ(支援センター)の人たちはサポートすごくしてくれて、私もすごくきつかったんですけど、この人たちがいたから乗り越えられたっていうのがあるんで…」 (S1)

「(一番役立った支援は) 支援センターだと思います。もちろん(職場の団体)のサポートも本当に配慮と、温かいっていうか、一生懸命考えてくれてって対応してくれたからすごくありがたい。でも、それだけのサポートだったら、多分ここまで回復してなかったと思いますし、やはりそれは支援センターの支援があったからだだと思います。」 (S3)

#### ✓ 継続的な支援が助かっている

支援センターによる継続的支援を望んでいる被害者の方がいます。この方の事件は犯人未逮捕ですが、

いつか犯人が逮捕されたときにも相談に乗ってほしいと全幅の信頼を寄せており、現在の生活の安心感につながっていることがうかがえます。長期にわたる支援は、民間支援団体だからこそできるサポート体制といえます。

「もしものときには(支援センターに)電話しようって思っているし、PE 療法とかが終わって、または何年かたってある程度回復しても、ふっと調子悪くなったり、これってどうやって考えたらいいんだらうってことが起こってくるのがあって、そういうときには電話で、担当してくれた相談員の人か、PE 療法をしてくれた臨床心理士の方か、どちらかに大体電話することが多かったです。(中略)・・・ここ2~3年前に二次被害※のことについて、電話で、すごく何かがつらくって、二次被害のことだったと思うんですけど、相談した・・・」

「(支援センターには)いつかまた犯人が捕まったときとかも相談に乗ってもらいたいし、何かあったときに相談したいなと思っていて・・・」(S3)

※二次被害：被害者に対する周囲の人や関係者、マスコミ等からの理解のない言動。直接の被害から派生して生じるさまざまな被害を指す。

#### 【医療機関につながり適切な治療を受けることができた】

被害後に適切な医療機関が見つからなかったり、つながらなかったりする方が多い中で、つぎのように医師との相性がよかったので通い続けていると語る方がいます。

「合わない人は本当に合わなくて、行かなくなっちゃったりとかが多いんですけど、でも、(病院に)行けてるんで、何とか大丈夫だったのかなという感じです。」(S1)

病院につながる経緯として、大学の学生相談室から紹介され、PTSD の治療につながった方もいました。専門的な治療を受けることができ、長い間抱えていた問題が少し片付いた実感をもっています。PTSD の専門的治療を提供できる医療機関が増えることが望まれます。

「大学2年ぐらいのときに、ちょっと体調崩して、後で適応障害って言われたんですけど、そのときに大学の学生相談室みたいのがあって、そこに相談しに行ったときに紹介していただいた所がちょうど PTSD の治療もやっていて、4年生になってからやってもらった感じです。」 「想像エクスポージャーっていうのをやったんですけど、片足は今に置いておいて、もう片足を被害のときに突っ込んで、思い出して話していくっていうのをやりました。・・・すごい眠れなくなるとか、思い出したりしちゃって寝れなくなるとかはなくなりましたし、すごいもやもやもやとしたものが自分の中にあっただんですけど、それがちょっと片付いた気がします。」(S6)

また、警察、センター、医療機関の適切な支援があったので、引きこもらず日常生活が遅れていたと述べる方もいました。

「警察の方とか、民間(支援団体)の方も割と、心療内科の先生とかもいい方に会ったんで、完全に引きこもったりとかもなく、それなりの生活を送れてました。」(S4)

**【職場などインフォーマルサポートに助けられた】**

上記のフォーマルな支援のほかに、インフォーマルなサポートを挙げた方がいます。たとえば、被害後に職場の配慮によって休養期間をもらい実家に帰ることができたり、宿泊先を確保してもらったりしたことや、友人や家族からのサポートです。

「職場の団体のサポートがやはりすごくありがたかったなということは思いました。」「実家に帰ることができたのは、後々考えるとすごくありがたかったなって思いました。」(S3)

「結構周りの人たちに恵まれてたんで、職場とかも、もしあれだったら迎えに行くからねとか・・・」(S4)

また、何でも話せる友だち、幼友だち、伴侶に支えられたという声もありました。インフォーマルサポートに着目し、いかに得られやすくするかということも見逃してはならない点です。